

お知らせ

対象の人はお申し込みください



福祉タクシー等利用券を配布します

問合せ先/福祉課 (979-8126)

○対象

町内に在住し、福祉施設に入所していない人で、次の①～⑤のいずれかに該当する人



- ①身体障害者手帳1級または2級の人
- ②療育手帳A判定の人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ④80歳以上(昭和16年4月1日以前生まれ)の人
- ⑤令和3年度中に80歳を迎える人

○助成額

上限:年額15,000円(年度の途中で80歳を迎える人は、年度の残り月数に応じて2,000円～12,000円分を交付※誕生日から申し込み可)

○申込み

生年月日が確認できる公的な身分証明書(高齢者)、身体障害者手帳(身体障害者)、療育手帳(知的障害者)、精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)を用意し、福祉課窓口でお申し込みください。即日交付します。

お知らせ

対象の人はお申し込みください



紙おむつを支給します

問合せ先/福祉課 (979-8126)

○対象

町内に在住し住民票がある在宅介護の人で、要介護3以上または認知症の判定がⅢa以上の人※申請時に入院や施設入所している人は受給できません。

○支給枚数

年間500枚(住民税非課税世帯は1,000枚)

○申込み

要介護者の介護保険被保険者証を用意して福祉課窓口でお申し込みください。

お知らせ

4月1日運用開始



プレアライバルコール運用開始

問合せ先/駿東伊豆消防本部 警防部救急課 (920-9111)

駿東伊豆消防本部では、救急活動時間を短縮し、必要とする住民の皆さまの所へいち早く救急車が到着できる体制づくりの一環として、プレアライバルコール(prearrival call、現場到着前電話連絡)の運用を開始しました。

プレアライバルコール…出動した救急隊が出動途上で通報者や関係者に対し電話連絡することで、救急現場で収集が必要となる情報をあらかじめ聴取すること。これにより、現場での救急隊の活動がスムーズになり、傷病者を病院に搬送するまでの時間を短縮することを目的に実施するものです。

今後、救急要請の際に、救急隊から通報者や関係者の皆さまに折り返しの電話連絡をする場合があります。御理解、御協力をお願いします。

お知らせ

運転免許を自主返納した人へ



高齢者の運転免許自主返納に伴う地域交通利用券の交付

問合せ先/福祉課 (979-8126)

○対象

免許証自主返納時に満70歳～79歳で町内に住民登録がある人※免許証の更新をせずに失効した場合は、対象となりません。

○助成額

10,000円(1回限り)

○申込み

免許証返納後6か月以内に申請による運転免許の取消通知書および運転免許経歴書などの本人確認書類を用意し、福祉課窓口でお申し込みください。即日交付します。

お知らせ

申請をお願いします



障害がある人の軽自動車税(種別割)減免制度

問合せ先/税務課 (979-8109)

障害がある人のために専ら使用する軽自動車、町の基準に該当する場合は軽自動車税(種別割)が減免されます。減免を希望する人は必要書類を用意し、申請をお願いします。

また、社会保障・番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告手続きなどにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示が必要です。

○減免車両

障害者など1人につき軽自動車1台 ※自動車税(種別割)の減免を受ける人は、軽自動車税(種別割)の減免対象外

○減免対象

- 障害者などが所有し、運転する軽自動車
- 障害者などが所有し、生計を共にする人が運転する軽自動車(知的障害者、精神障害者、18歳未満の身体障害者は、生計を共にする人の所有でも可)
- 障害者などのおみの世帯で障害者が所有し、常時介護する人が運転する軽自動車
- ※障害者などとは…身体障害者・戦傷病者・知的障害者・精神障害者
- ※いずれも障害の程度などが一定の範囲に該当する場合

○申請期間

5月6日(木)～5月31日(月)

○必要書類

証明書類(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳)、印鑑、運転者の免許証、車検証、所有者のマイナンバーカード・通知カードなど

○その他

- 申請期間を過ぎると減免申請の受付ができませんのでご注意ください。
- 昨年度、減免申請の手続きをした人には、4月下旬に減免申請手続きの案内を送付します。ご確認ください。

お知らせ

子どもたちの未来のために

あたたかい ことばがつなく ころのわ 5月5日～5月11日は「児童福祉週間」

問合せ先/県健康福祉部こども未来課 (054-221-3546)

「児童福祉週間」は子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えるために、全国各地で行事や啓発事業を行う期間です。子どもたちが、夢と希望をもって、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくためにも、私たちができることを考えてみませんか。

お知らせ

中小企業などへの支援



函南町地域経済支援事業給付金

問合せ先/産業振興課 (979-8114)

新型コロナウイルス感染症により、経済活動に影響を受けている中小企業などに対し、雇用の維持と事業の継続を支援するため、給付金を支給しています。

○対象者

- 町内に主たる事務所・事業所などがある個人事業主および法人事業主、または町内に住民登録がある個人事業主で次の要件を満たす人
- 令和2年分と令和元年分の収入(売上)金額の合計額を比較し、30%以上減少していること。
- 令和元年10月1日以前から令和3年4月1日まで、同一の事業により事業収入を得ており、今後も継続する意思があること。
- 扶養控除、専従者控除、配偶者控除の対象者でないこと。

○支給額

1事業者10万円

○申込み

5月31日(月)までに産業振興課窓口または郵送で申請書兼請求書、誓約書兼同意書、確定申告書など収入(売上)金額がわかる書類の写しを提出してください(受付時間:土曜日、日曜日、祝日を除く9時～16時30分、郵送の場合5月31日(月)の消印有効)。申請書類は産業振興課窓口で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。

【重要】新型コロナウイルス感染症の感染状況により、イベントの中止など掲載内容が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

【重要】新型コロナウイルス感染症の感染状況により、イベントの中止など掲載内容が変更される場合があります。あらかじめご了承ください。